二 鎖ノ許否ノ決定ヲ為スコト

右方法ニ依リ収監者ニ対シ釈放ヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ者ニ対シ更ニ収監ヲ命ジ又ハ保釈ヲ取消スコトヲ得ス

三 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ノ外ニ在ル裁判官ニ於テモ之ヲ為スコトヲ得

四 釈放ノ命令ハ検事ノ指揮ニ依リ之ヲ執行ス

五 釈放ノ命令ハ即時ニ之ヲ執行スヘシ

六 釈放ノ命令ハ書面ヲ以テ之ヲ為スヘシ

七 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

八 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

九 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

十 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

十一 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

十二 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

十三 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

十四 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

十五 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

十六 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

十七 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

十八 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

十九 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

二十 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

二十一 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

二十二 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

二十三 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

二十四 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

二十五 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

二十六 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

二十七 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

二十八 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

二十九 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

三十 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

三十一 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

三十二 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

三十三 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

三十四 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

三十五 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

三十六 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

三十七 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

三十八 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

三十九 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

四十 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

四十一 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

四十二 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

四十三 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

四十四 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

四十五 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

四十六 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

四十七 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

四十八 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

四十九 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

五十 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

五十一 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

五十二 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

五十三 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

五十四 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

五十五 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

五十六 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

五十七 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

五十八 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

五十九 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

六十 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

六十一 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

六十二 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

六十三 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

六十四 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

六十五 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

六十六 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

六十七 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

六十八 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

六十九 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

七十 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

七十一 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

七十二 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

七十三 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

七十四 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

七十五 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

七十六 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

七十七 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

七十八 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

七十九 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

八十 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

八十一 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

八十二 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

八十三 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

八十四 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

八十五 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

八十六 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

八十七 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

八十八 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

八十九 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

九十 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

九十一 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

九十二 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

九十三 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

九十四 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

九十五 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

九十六 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

九十七 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

九十八 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

九十九 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ

百 釈放ノ命令ハ収監ヲ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ為スヘシ